

郵便等による不在者投票について

1. 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

	障 害 名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
手 帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

2. 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ檀原市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度
		1級
	上肢、視覚の障害	○

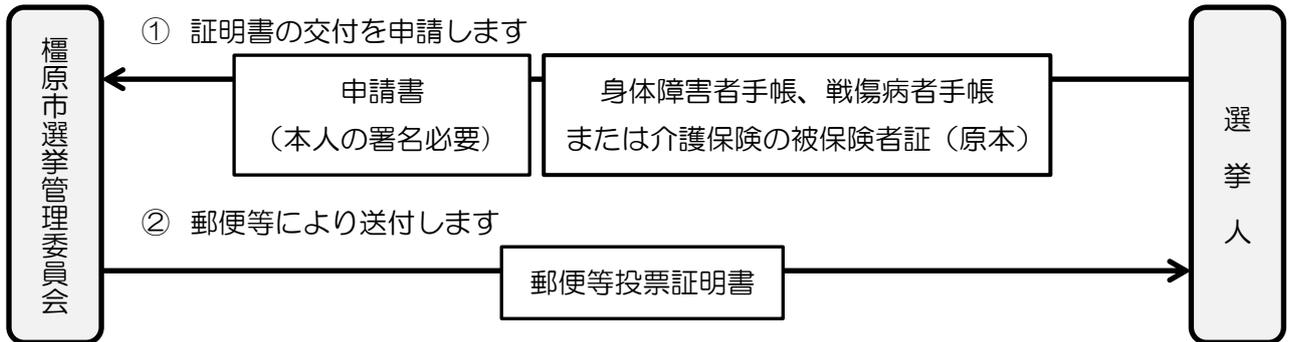
戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○

※ 手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、檀原市選挙管理委員会にお問い合わせください。

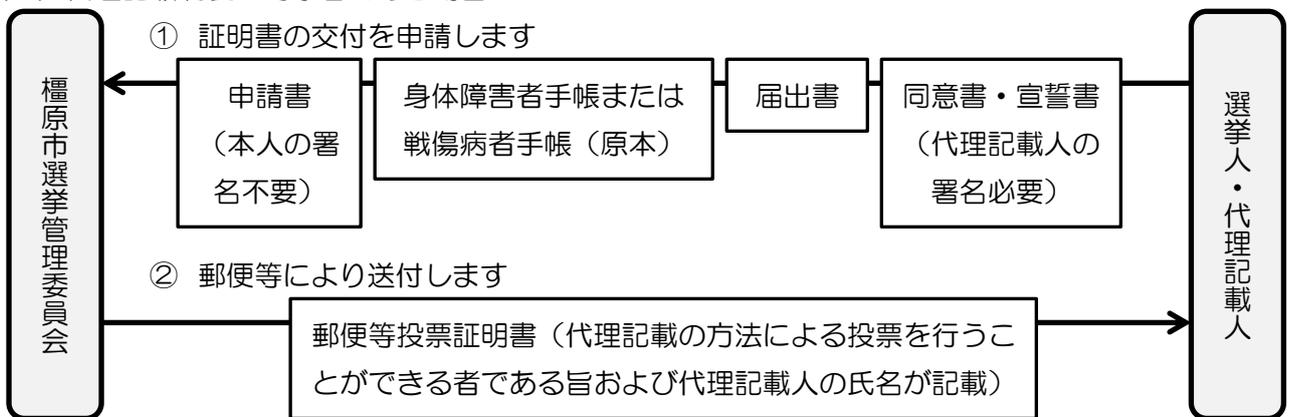
※ 上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

3. 郵便等投票証明書の交付申請

(1) 代理記載制度の対象者でない場合

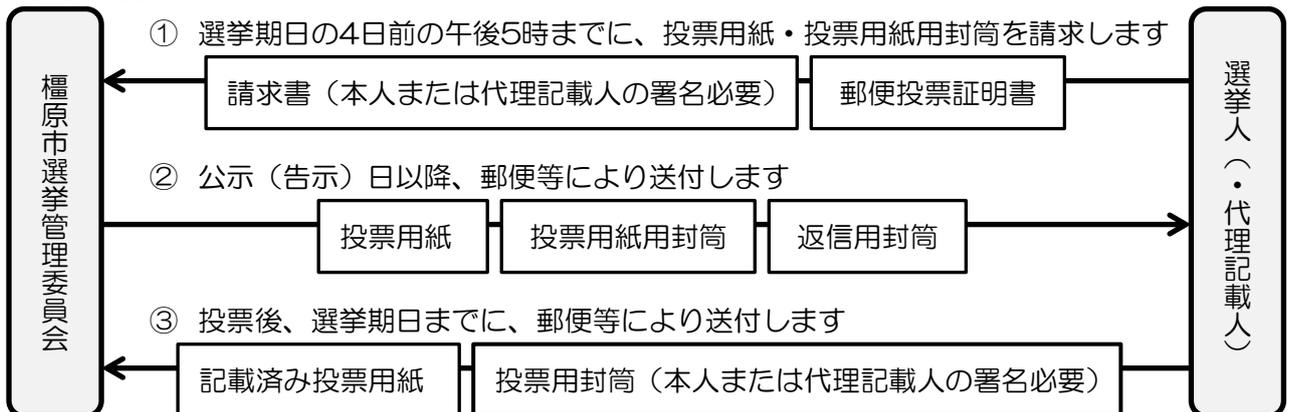


(2) 代理記載制度の対象者である場合



※ 郵便等投票証明書の有効期限は、身体障害者および戦傷病者は交付の日から7年間、要介護者は交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。

4. 投票手続



お問い合わせ先：檀原市選挙管理委員会事務局

〒 634-8509 檀原市内膳町1丁目1番60号

☎ 0744-47-3519